

## 6 サービス利用料金

### ①保険給付サービス利用料金

保険給付サービス	要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。 1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
	月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。 （登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日。登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日。）

地域区分 2級地 1単位あたり 10.72円

### 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（1日あたり）

サービス区分	給付単位	料金	利用料 1割	利用料 2割	利用料 3割
要支援2	745単位	7986円	798円	1597円	2395円
要介護1	749単位	8029円	802円	1605円	2408円
要介護2	784単位	8404円	840円	1680円	2521円
要介護3	808単位	8661円	866円	1732円	2598円
要介護4	824単位	8833円	883円	1766円	2649円
要介護5	840単位	9004円	900円	1800円	2701円
夜間支援体制加算	25単位	268円	26円	53円	80円
若年性認知症利用者受入加算	120単位	1286円	128円	257円	385円
看取り介護加算前（死亡日4日～30日）	144単位	1543円	154円	308円	462円
看取り介護加算（死亡日前日、前々日）	680単位	7289円	728円	1457円	2186円
看取り介護加算（死亡日）	1,280単位	13721円	1372円	2744円	4116円
初期加算	30単位	321円	32円	64円	96円
医療連携体制加算Ⅰ	39単位	418円	41円	83円	125円
退所時相談援助加算	400単位	4288円	428円	857円	1286円
職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数×0.111				
特定処遇改善加算Ⅱ	総単位数×0.023				

- ・ 入所して30日の期間は、初期加算が加算されます。
- ・ 医療連携体制加算Ⅰが加算されます。
- ・ 若年性認知症受入加算は、医師により診断されている場合加算されます。
- ・ 看取り介護加算は、対象者に加算されます。
- ・ 退所時相談援助加算は、退所時1回のみ加算されます。
- ・ 職員処遇改善加算（Ⅰ）が加算されます。

\* 計算は概算です。実際の請求では多少の誤差が生じますのでご了承ください。

\* 給付単位、料金、利用料は1日あたりの数字です。（退所時相談援助加算除く。…退所時1回のみ）

### ※償還払いについて

要介護認定をうけていない場合等、いったんサービス料金を全額お支払いいただく場合があります。その場合は後日、お住まいの市町村役場で申請していただくと、サービス利用料金の9割が払い戻されます。その

申請に必要な「サービス提供証明書」を発行します。

②その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

日常生活費	理美容代	(実費)
	おむつ代	(実費)
	通院費、薬代その他個人の消耗品、嗜好品等	(実費)
食材料費	39,000円(月額) 朝食 250円 昼食 400円 夕食 500円 おやつ 150円 (内訳) 1日あたり 1300円×30日	
家賃	60,000円(月額)。(月途中における入居については日割り計算) (積算方法) 1日あたり 2,000円×30日	
管理費(水道光熱費含む)	49,000円(月額)。(月途中における入居については日割り計算) (内訳) 1日あたり 1,633円×30日	
敷金	敷金は100,000円とする。(解約時に契約居室内現状復帰費を差し引いた額を全額返還する)	

※ なお月によって日数が異なるがひと月滞在の場合、一律で月額分を請求とする。

※ 外食・外食等による食事の中止は、7日前までに連絡があった場合のみ、1食事あたりの金額を減算する。  
また、31日月に関しては、月額を割り込んだ場合のみ減算とする。